

様式第1号（第7条関係）

開発行為により設置された公共施設の管理に関する協定書

別府市開発行為指導要綱第7条の規定により別府市長を甲とし、開発行為者〇〇〇〇を乙として次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、開発行為により設置された公共施設の管理を円滑に行うため管理区分を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この協定における用語の意義は次のとおりとする。

- （1）「公共施設」とは道路、公園、緑地、広場、下水道、消防施設で市長が公共の用に供する施設と認め引継を完了したものをいう。
- （2）「公共施設の維持管理」とは公共施設の破損の復旧、清掃、散水、排水、草木の手入、除雪、照明灯の維持等をいう。

（公共施設の維持管理）

第3条 公共施設の維持管理は、甲の指示に従い乙が実施するものとする。ただし、実施の綱目については甲乙協議するものとする。

（協定の有効期間）

第4条 この協定の廃止は、別府市開発行為指導要綱第7条に規定する期間満了時に乙の文書による申出に基づき、甲が乙にこの協定書の廃止の旨を文書をもって通知することにより行うものとする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議するものとする。

以上協定の証としてこの協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 別府市長

乙 開発行為者